Ⅳ

適用対象の選定に関する判断が重要
VCファンドの出資持分処理改正に伴う実務ポイント

PWC Japan有限責任監査法人
公認会計士 鈴木 淳也

【この章のエッセンス】

●移管指針9号「金融商品会計に関する実務指針」の改正により、一定の要件を満たす組合等への出資について、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式を時価評価し、組合等への出資者である企業の会計処理の基礎とする選択肢が認められた。

●2025年12月決算期の企業にとっては未適用の会計基準となるため、未適用の会計基準の開示上の評価にあたり、本改正を適用する対象の選定の判断が焦点となる。

はじめに

2025年3月11日、企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)は改正移管指針9号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「改正指針」という)を公表した。

企業の組合等への出資に関して、組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」(以下、「金融商品会計基準」という)に従って評価し、組合等への出資者である企業の会計処理の基礎とすることとされている。金融商品会計基準では市場価格のない株式について取得原価で評価することを求めていることから、改正指針の適用前においては、組合等の構成資産に市場価格のない株式が含まれており、組合等の決算において時価評価されている場合には、時価評価を取得原価評価に修正する必要があった。

一方、近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加していることなどから、ベンチャーキャピタルファンド(以下、「VCファンド」という)に相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価するよう会計基準を改正すべきとの要望があった。この要望を受け、本改正が行われている。

改正指針では一定の要件(以下、「適格要件」という)を満たす組合等への出資に関係する会計処理が改正され、組合等の構成資産に含まれる市場価格のない株式を時価評価する選択肢が認められた。改正指針は3月決算会社であれば2027年3月期の期首から適用されるが、2026年3月期の期首から早期適用することもできる(改正指針195—20項)。

したがって、2025年1月1日を期首とする12月決算企業にとっては、改正指針は早期適用も可能ではなく未適用の会計基準等となる。この点、未適用の会計基準等の注記として、次の事項の記載が求められている(企業会計基準24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」22—2項)。

(1) 新しい会計基準等の名称および概要
(2) 適用予定日(早期適用する場合には早期適用予定日)に関する記述
(3) 新しい会計基準等の適用による影響に関する記述

未適用の会計基準等の注記として求められる改正指針の適用による影響の記載、または影響額の集計が可能かどうかの判断にあたっては、適